

## 集落営農組織等の経営安定に向けた支援

対象者 管内集落営農法人、特定農業団体等

### 【普及活動のねらい・対象】

管内には、地域農業の担い手として大規模の土地利用型農業法人や個別経営体に加え、多くの集落営農組織があり、平成 25 年度末現在、集落営農法人が 28 法人、特定農業団体が 16 団体あり、地域農業の担い手として活躍されています。

国においては、経営所得安定対策など諸施策の対象を「認定農業者」、「認定就農者」、「集落営農」に集中する方向で施策の見直しを進めており、当課では農業センターの担い手支援班の活動を通じて、担い手を育成・確保するための諸施策を有効に活用し、地域営農体制の整備や集落営農組織の経営力向上の支援を行いました。

### 【普及活動の経過】

#### 1. 集落営農組織の法人化支援

担い手支援班事業として毎月 1 回開催する担い手等相談会等を通じて、特定農業団体の法人化に向けた助言・指導を行いました。

参加された特定農業団体の役員が多くは、構成員の農作業出役意欲の低下、役員の負担増など、組織が抱える課題を解決せずして法人化を進めることにためらう意見がありました。これらの声に対して、構成員に法人化の目的を明確に示すことが大切であることを助言し、法人化を後押ししました。

#### 2. 未組織集落に対する営農組織の設立支援

営農組織が存在せず将来の担い手に不安を感じている集落に対しては、「人・農地プラン」の作成過程において、集落の農地利用を展望する中で誰が担っていくのかしっかりと話し合うよう助言するなど、組織設立に向けた支援を行いました。

甲賀市 I 集落では、地域農業の担い手が高齢化し、その担い手がリタイヤすれば将来的に受け手がなくなり地域の営農継続が危ぶまれることから、地域の農地の受け皿について検討を進められました。その中で個々の農家が規模に見合わない機械投資をしていることなども提起され、I 集落の現状に合った集落営農組織が新たに設立されるに至りました。

#### 3. 集落営農法人の経営向上のための支援

管内の集落営農法人が参画する甲賀地域集落営農法人連絡協議会において、経営管理能力向上のための勉強会を開催しました。特に関心の高い新たに創設された「農地中間管理事業」は、農地受委託の新たな仕組みとして担い手の農地集積を推し進めるとともに、事業に取り組む地域へのメリット措置等、事業の仕組みや関連施策の活用に向け理解を深められました。

### 【普及活動の成果】

管内では今年度、特定農業団体の法人化と未組織集落において集落営農法人が設立されたことにより、新たに 3 つの法人が誕生しました。

当課では、関係機関連携のもと引き続き特定農業団体の法人化支援、集落営農法人の立ち上げ支援ならびに経営体質の強化に向けた支援を行っていきます。(森、市井)